

□ 九州地方整備局発注業務に係る不正事案に関する 再発防止策取組状況 (令和4年2月時点)

九州地方整備局では、令和3年12月20日付けで「九州地方整備局発注業務にかかる不正事案再発防止対策検討委員会」においてとりまとめられました「報告書」に基づく再発防止策のうち、主なものとして、以下の事項（着色部分）に着手しています。

その他の事項につきましても、今後、適切な時期において速やかに着手し、また、既に着手している事項を含め、継続的に取組んで参ります。

なお、九州地方整備局では、「九州地方整備局コンプライアンス推進計画（令和3年度～令和5年度）」を改定し、本再発防止策を「緊急追加事項」として取込み、組織一丸となって取組むこととしています。

1 コンプライアンス意識の一層の浸透

1-1 コンプライアンス推進計画に基づく取組の着実な実施

① コンプライアンス推進のため、職員向けのメール、各種会議、研修等において、「コンプライアンス推進計画」の取組内容を周知徹底する。

② 国家公務員としての心構え、国家公務員倫理、発注者綱紀保持に関するルール等を掲載した「職場の健康づくりポケットブック」の常時携帯を徹底する。

③ 幹部職員から所属職員に対する、各種コンプライアンスの取組への参加呼びかけを徹底する。

1-2 コンプライアンス意識浸透のための組織的フォローアップの強化

① 「コンプライアンス推進計画」に基づき、全職員を対象とした、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等に関する講習会、セルフチェック(e-ラーニング等)を実施し、その結果を踏まえ、職員個人のコンプライアンス意識の一層の浸透のため、セルフチェック等の結果を事務所単位でフィードバックし、各事務所におけるフォローアップの強化、各職員の理解度(習熟度)向上に活用する。

② セルフチェックの正答率が低い事項を、「PCポップアップ掲示」や「職場の健康づくりだよりへの掲載」、「講習会・研修での重点説明」により周知する。

③ 職員への問題意識の啓発として、イントラポータルサイトに、本事案の事実経過を掲示して周知する。

1-3 コンプライアンス講習会等の見直し

① 本事案を踏まえ、コンプライアンス意識の一層の浸透を図るため、業務担当及び契約担当の管理職を対象とした各種会議・研修等の機会において、コンプライアンス講習会等を実施する。

② 本事案の対象案件となった海洋環境整備船を保有する事務所の実務担当者を対象としたコンプライアンス講習会等を定期的で開催する。

1-4 少額随意契約の適正な手続きの徹底

① 本事案にかかる事実関係として、契約の意図的な分割が行われ、見積書の徴取や検査確認においてルールを逸脱した不適切な少額随意契約手続きが行われていたことから、あらためて、業務担当者と契約担当者の業務の役割分担を確認・徹底し、契約手続きの適正化を図る。

② 少額随意契約に関して、事務所長又は副所長による見積依頼前と契約後の内容確認を徹底する。

③ 監督又は検査を命じられた職員に対して、監督職員・検査職員が本来行うべき業務内容と法令上の責任について周知徹底する。

2 事業者等との接触に関するルールの遵守

2-1 事業者等との応接ルールの徹底

- ① 発注者綱紀保持規程等に定められている「事業者等との応接方法」の浸透を徹底するため、事業者等との応接ルールを記載した「職場の健康づくりポケットブック」を常時所持するよう、全職員向けに注意喚起のメールを配信する。
- ② 人事異動時の異動者に対し、各職場において「職場の健康づくりポケットブック」の所持確認を行うとともに、新規採用者や外部転入者に対する配布により、応接ルールの周知徹底を行う。
- ③ 事務所等において、事業者等とのオープンな打ち合わせ場所の設置、総務課等窓口での来訪者受付や受付管理簿への記録等を実施し、事業者等との接触に関する透明性の確保を徹底する。

2-2 応接ルールの遵守に関する事業者等への要請

- ① コンプライアンス推進計画に定める「事業者等に対する九州地方整備局発注者綱紀保持規程等の周知」の取組を徹底するとともに、所属長等より事業者等に対して、職員との応接ルールの遵守について協力を要請する。
- ② 事業者等に対して、国家公務員からの賄賂等不正な要求がなされた場合の通報協力を要請する。

3 海洋環境整備船等の修理等専門性が高い業務の標準化

3-1 海洋環境整備船等の修理等にかかる知見の共有

- ① 海洋環境整備船等の修理等の技術的専門性や特殊性を有する業務について、属人化した業務内容にならないよう、業務に関する業務担当者向けのガイドライン等を作成するなど、一層の業務の標準化を進める。
- ② 特に海洋環境整備船等の修理等業務については、実績データベース(仮称)を作成し、これを活用して参考見積書に記載された仕様内容や価格の妥当性を確認できる仕組みを構築する。
- ③ 業務担当者会議等を通じて、海洋環境整備船等の修理等の契約方式や契約実績について、定期的な情報共有を行う。

4 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

4-1 採用昇任等基本方針等に基づく人事配置の徹底

- ① 契約等の事務を所掌する特定の職については、やむを得ない事情がある者を除き、原則3年以上同一業務が継続しないような配置換を行う。
- ② やむを得ず同一業務への従事期間が長期となっている職員を対象に、組織における役割の再確認やモチベーションの向上、コンプライアンス意識の再確認、啓発を徹底する。
- ③ 所属長は、部下職員が、日常的に上司と離れて一人で勤務することがないように、適切な業務管理を徹底する。
- ④ 人事異動に関する業務に当たり、人事配置に関する関係法令や通達等について人事担当者間で再確認する。

4-2 通報制度の周知徹底

- ① 全職員に対して、発注者綱紀保持規程等に定められている「発注者綱紀保持規程違反報告制度」の浸透を徹底するため、通報窓口及びその連絡先について記載している「発注者綱紀保持カード」の所持の徹底を促す。
- ② 人事異動の都度、転入者等へ「発注者綱紀保持カード」の所持確認、配布等を実施し、通報制度を周知する。
- ③ 「発注者綱紀保持カード」を職場入口等に掲示し、これにより、職員が通報制度を常時確認する。

4-3 少額随意契約にかかる内部統制機能の強化

- ① 第三者の有識者で構成する「九州地方整備局入札監視委員会」において、少額随意契約の契約手続きが適切に行われているか、契約区分の適用に合理性があるかを確認するため、審議対象案件として追加する。

② 内部監査にあたっては、少額随意契約の執行状況にかかる定期報告等の内容を踏まえて監査対象案件を抽出するとともに、少額随意契約にかかる抽出案件数を見直す。

③ 海洋環境整備船等の修理等など、業務特性に応じた特定のテーマを定めて監査項目を重点化するなど、内部監査の実効性を向上させる。

4-4 職場全体のコミュニケーションの活性化

① 各所属所において、定時退庁日の始業時や終業時を活用した職場内ミーティングなど職員間の情報交換の機会を積極的に設けるなど、職場全体のコミュニケーションの活性化を図る。

② 自宅テレワーク等にあたっては、WEBミーティングやチャット機能等を活用し、可能な限り出勤時と同レベルのコミュニケーション環境を確保する。

③ 組織に対する信頼を回復するため、職員間のコミュニケーションの活性化や情報共有の促進、上司と部下との信頼関係の醸成及び職員個々の事情等に対する適切なフォローアップなど、職員が悩みや不安を相談できる職場環境はもとより、職員が業務上感じた自己若しくは他者の行為等に対する気づきなどを気軽に周囲に相談できる風通しの良い職場づくりを進める。

九州地方整備局(適正業務管理官・港政調整官)